

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目			
1	実施方針	3	2	1			入札の成立について	参加グループが1グループであった場合、本入札は成立しますでしょうか。	入札参加資格審査の結果、応募者が1グループであったとしても入札は成立します。
2	実施方針	3	2	2			契約の形態	実施方針上で示される図式において、共同企業体の他に「協力企業」の明記がございます。 一方、「実施方針/5頁および6頁/2章/4節/(2) 応募者等の参加資格要件」、において協力企業への要件としては一般的に必要とされる事項のみ記載があり、協力企業に対する特定要件の記載がございません。 協力企業は単なる下請けではなく、地元企業活用の推進の観点より設定される特別な枠組みであると理解しております。上越市内の本社または営業所をおく企業に限るとの理解で宜しいでしょうか。	「協力企業」は、下請負人（下請企業）です。下請負人に地域要件はありませんが、実施方針の第2章の「4 参加資格要件」に記載のとおり、「上越市内に本社がある民間事業者を積極的に活用」してください。
3	実施方針	3	2	3	(1)		募集及び選定スケジュール	既設設備資料等の閲覧会は実施する予定でしょうか。	入札公告時に、入札説明書で公表します。
4	実施方針	3	2	3	(1)		表⑥ 現地見学会	表中②現地見学会はp4に詳細がありますが、⑥は詳細の記載がありません。8月の見学会で、1社が確保できる最大日数についてご教示ください。 (希望：高速凝集沈澱池は水抜き状態で2週間)	全体期間は8日間程度を予定していますが、詳細は入札公告時に入札説明書で公表します。
5	実施方針	3	2	3	(1)		表⑥ 現地見学会	8月上旬に実施される2回目の現地見学会の具体的な内容をご教示下さい。例えば、池内の寸法調査も行えるような見学会でしょうか。	既存施設の現状確認を行っていただきますが、施設はいずれも稼働中のため、池内部の確認や寸法調査は行うことができません。ただし入札公告以降、既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
6	実施方針	3	2	3	(1)		表⑩ 技術対話	技術対話の目的、実施要領についてご教示ください。	市が求める要求水準について応募者の理解を深めることで本市の意図する技術提案を得ることを目的とし実施するものです。応募者には提案の概要等の提出を求め、要求水準書に定めた要求水準の充足状況や提案概要について質疑応答を行うことを想定しています。実施要領等は、入札参加資格要件を満たした応募者に対し書面により交付する予定です。
7	実施方針	5	2	2			契約の形態	代表企業として水道企業と記載がありますが、水道企業の定義をお示し下さい。	実施方針のとおり、上越市建設工事入札参加資格の「水道施設工事」を有する企業です。
8	実施方針	5	2	4	(1)	④	応募者の構成等	共同企業体の構成要件につきまして出資比率の記載がありますが、本事業は異業種混在のため分担施工方式である乙型JVでも応募者の構成として問題ないでしょうか。	乙型を可能とし、共同企業体の施行形態、体制等は、応募者の提案とすることとし、実施方針を修正します。
9	実施方針	5	2	4	(1)	④	応募者の構成等	JVの構成要件に出資比率の記載がありますが、本事業における土木工事は既設躯体の補修等が主となるため、全体工事ボリュームの30%を大きく下回るものと考えます。しかしながら30%の出資をした場合、本事業の30%分のリスク(土木工事以外のプラント性能保証を含む)を負担する必要があり、上越市内本社企業にとって厳しい参加要件となります。代表水道企業と構成土木企業間の所掌範囲・リスク分担を明確にするために、異業種間では一般的とされている乙型JVでの参加をお認めいただけないでしょうか。	No. 8の回答をご確認ください。
10	実施方針	5	2	4	(1)	④	応募者の構成等	共同企業体の構成要件として出資比率の記載がございます（いわゆる甲型の共同企業体のイメージ）。一方で、 ●「実施方針/3頁/2章/2節 契約の形態」において、構成企業として水道企業と土木企業とに分割されていること。 ●「要求水準書（案）/21頁および22頁/5章/2節 土木建築構造物の劣化状況と補修」において、更新対象となる土木建築構造物のリストおよび数量が明記されていること。 以上より、土木建築範囲については地元土建会社に担当頂くことで、地元貢献となるため付けて公表されており、且つ地元へのリスクを軽減するために数量を明記されたものと推察致します。 本事業は非常に高度な施工能力が求められる事業である中、共同企業体の組成方法によってはリスク分担が過度に地元企業にいくことも考えられ、「乙型の共同企業体」での参画も含めてJVの組成方法については民間提案となるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご確認ください。
11	実施方針	5	2	4	(1)	④	共同企業体の構成要件	共同企業体（JV）の構成は、甲型JV（出資比率：構成員30%以上）と読み取れますが、今回のJV構成は異業種間（水道企業と土木企業）でのJV構成であり、且つ、土木工事は補修程度しかない内容（土木躯体は既設流用のため）であると考えられるため、乙型での参加を認めていただけますでしょうか。	No. 8の回答をご確認ください。
12	実施方針	5	2	4	(1)	⑤	参加資格要件、応募者の構成等	構成員の変更が特例として認められる「特段に事情があると認めるとき」とは、具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。	具体的には、応募後に共同企業体の代表者以外の企業が破産や解散等することで、当該企業に代えて、業務の実施が十分に可能な企業を、構成企業とする場合等を想定しています。
13	実施方針	5	2	4	(1)		応募者の構成等	本事業において、仮に協力企業の参画も認められる場合、現状の仕様では「構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。」と記載があるのみで、協力企業に対する記載がございません。 協力企業においても、公平な競争の観点から構成企業と同様に他の応募者の協力企業となることはできない、という理解で宜しいでしょうか。	「協力企業」は、下請負人（下請企業）です。地元企業の囲い込みの排除や積極的な参加を促すとともに失注した場合の救済も考慮し、複数のグループに参加することを制限しません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答	
			章	節	細節	項	目				
14	実施方針	5	2	4	(2)	ア	②	共通の参加資格要件	「（中略）指名停止の措置を受けていないこと。」とありますが、「上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領／第9条（下請等の不承認）」より、「上越市ガス水道局が発注する工事を下請し、若しくは受託し、又は工事等の完成保証人となることを承認しないものとする。」と記載あるため、下請企業（協力企業や協力会社はもとより、下請施工会社も含む）も本事業の公告期間に指名停止措置を受けていない企業であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	実施方針	5	2	4	(2)	ア		共通の参加資格要件	「協力企業」の記載がありますが、「協力企業」の定義をお示し下さい。	「協力企業」は、下請負人（下請企業）です。	
16	実施方針	5	2	4	(2)	ア		共通の参加資格要件	協力企業について、いずれかのタイミングで公表されることはあるのでしょうか。	「協力企業」は、下請負人（下請企業）ですので、公表しません。	
17	実施方針	5	2	4	(2)	ア		共通の参加資格要件	協力企業とは、下請企業とは異なり、土木一式工事の格付けが「A」上越市内に本社を有している会社のことを示しているという理解でよろしいでしょうか。	「協力企業」は、下請負人（下請企業）ですので、構成員の格付け要件は適用しません。	
18	実施方針	6	2	4	(2)	ア	⑦	選定委員会	「市が設置する本事業の事業者の選定に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が所属する企業でないこと。」と記載がありますが、選定委員会の委員は公表されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に、落札者決定基準書にて公表します。	
19	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	②	配置予定技術者について	代表者の要件として、入札参加資格「水道施設工事」を有することとありますが、配置予定技術者（監理技術者）については、急速ろ過池設備工事の実績を有する「機械器具設置工事」の保有資格者を配置することは可能でしょうか。	要件は、事業者における「水道施設工事」の特定建設業許可と、施設施工の竣工実績を有することとしています。監理技術者は水道施設工事の技術者を配置するほか、適切に施工できる体制としてください。
20	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	③	共同企業体の代表者の要件	「竣工実績として、（中略）主たる機器の更新実績を有すること」と記載ございますが、「高速凝集沈澱設備の主たる機器」とは、インペラ・インペラ駆動装置・ドラフトチューブ・フッドプレート・スクレーパ・スクレーパ駆動装置・集水トラフ、の一式更新という理解で宜しいでしょうか。	竣工実績の要件はスラリー循環型に限定していません。主たる機器の具体的な機器は想定していません。例えばインペラ駆動装置のみではなく、内部機器の一式更新を行った実績を想定しています。
21	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	③	共同企業体の代表者の要件	「竣工実績として、（中略）の更新（簡易な修繕は含まない。）実績を有すること。」と記載ございますが、簡易な修繕とは「動力装置（駆動装置やポンプ等）および槽内品一式の一括修繕工事」以外を指す、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	③	共同企業体の代表者の要件	竣工実績の要件として、 (a) 高速凝集沈澱設備 10,000m3/日（国内工業用水道事業の実績含む） (b) 急速ろ過設備 10,000m3/日 と記載ございますが、(a)と(b)別々の案件（異なる浄水場での実績）で証明しても良い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	③	代表企業の竣工実績	(a)および(b)で示される実績要件は、別々の工事における実績で問題ない理解でよろしいでしょうか。同一工事で(a)(b)の両方の実績を求めるものでしょうか。	工事は別々でも同一でも問題ありません。
24	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(7)	③	共同企業体の代表者の要件	竣工実績の要件として、 (a) 高速凝集沈澱設備 10,000m3/日（国内工業用水道事業の実績含む） と記載ございますが、当該実績の対象は既設高速凝集沈澱設備と同様のスラリー循環型である、という理解で宜しいでしょうか。	スラリー循環型に限定しません。高速凝集沈澱池実績であればスラッジ・フランクネット型、脈動型、複合型の実績でも問題ありません。
25	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(4)	①	共同企業体の代表者以外の要件	●「上越市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領／6頁／別表第2（第3条関係）発注工事の種類と建設工事の種類との対応表」によると、本事業は特殊工事（区分）で取・浄水道施設工事（細分）に該当し、建設工事の種類として土木一式工事と水道施設工事が該当し、◎（備考に「（中略）◎印を付した工事業の許可を受けていなければならない。」と記載有り）が水道施設工事に付いていること ●甲型の共同企業体の場合、分担施工ではなく、共同施工となること。 以上から、構成員となる企業全社においても代表企業と同じく「水道施設工事」の建設業許可を有する必要がある、という理解で宜しいでしょうか。	共同企業体の代表企業以外は、「水道施設工事」の建設業許可を有している必要はありません。なお、共同企業体の構成（方式、体制等）については、No.8の回答をご確認ください。
26	実施方針	6	2	4	(2)	イ	(4)		共同企業体の代表者以外の要件	共同企業体の構成員として入札参加する企業に対して、甲型JV（仮に乙型JVが認められる場合には、乙型JVも同様）でも施工能力並びに一定の地元活用を確保のため、構成員に対しても下請けへの発注金額に制限のない特定建設業許可が必要との理解で宜しいでしょうか。	下請負人へ発注する金額に応じて、建設業法の規定に従った対応（特定建設業許可）が必要になります。なお、共同企業体の構成（方式、体制等）については、No.8の回答をご確認ください。
27	実施方針	7	2	4	(2)	イ	(4)	②	共同企業体の代表者以外の要件	地域要件として「②上越市内に本社又は営業所を有していること」と記載ありますが、ここでいう「営業所」の要件として、上越市／契約検査課が公表している「令和3年度の入札・契約制度／7頁／市内営業所者の入札参加要件」に記載ある要件という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目			
28	実施方針	7	2	4	(2)	ウ	② 参加資格の確認	「協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合」と記載がありますが、協力企業の入札参加資格要件は共通の参加資格要件（(2) 応募者等の参加資格要件 ア 共通の参加資格要件）のみであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
29	実施方針	7	2	4	(2)	ウ	③ 参加資格の確認	協力企業名は入札参加資格審査申請書類に明記するという理解でよろしいでしょうか。	協力企業は下請負人（下請企業）なので、入札参加資格審査申請書類への記入は不要です。	
30	実施方針	7	2	5	(1)		選定委員会	選定委員会のメンバー構成について、ご教示願います。	入札公告時に、入札説明書等にて公表します。	
31	実施方針	7	2	5	(2)	ウ	審査の手順及び方法	審査時にプレゼンテーションは実施するご予定はないとの理解で良いでしょうか。	審査時にプレゼンテーションの実施を予定しています。	
32	実施方針	7	2	5	(2)	ウ	審査の手順及び方法	予定価格の公表はありますでしょうか。また、ある場合はいつごろになるでしょうか。	入札公告時（8月）に、入札説明書にて公表します。	
33	実施方針	7	2	5	(2)	ウ	審査の手順及び方法	最低制限価格は設定・公表されますでしょうか。また、公表される場合はいつごろになるでしょうか。	入札公告時（8月）に、入札説明書にて設定の有無を公表します。	
34	実施方針	9	3	2	(2)		想定されるリスクの分担	リスク分担に原水水質変動リスクの記載がないためお示しください。	入札公告時に公表します。	
35	実施方針	13					添付資料-1 事業実施場所	浄水場のみが記されていますが、上越高田IC付近に保有する市の土地は、現場事務所や資材置き場として貸与いただくことは可能でしょうか。	有償で貸与可能です。	
36	実施方針	14					添付資料-2 リスク分担	契約リスクについて、議会により契約締結が議決されなかった場合は、「市の事由による契約の未締結」と取り扱われると理解して宜しいでしょうか。	地方公営企業法により、本事業の契約締結は議会の議決を要しません。	
37	実施方針	14					○共通 No.3 法令変更リスク	「税制」という文言は「税制度等」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
38	実施方針	14					添付資料-2 リスク分担	住民対応リスクとして「事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟、要望に関するもの」が事業者の負担となっておりますが、事業者が要求水準を満たした工事を遂行しているにもかかわらず、住民からの反対運動、訴訟、要望等があった場合には市がご対応いただくものと理解してよろしいでしょうか。	市もできる限りの支援は行いますが、事業者が実施する業務に起因するものは事業者の対応とします。	
39	実施方針	14					○共通 No.13 物価変動リスク	「一定の範囲内」「一定の範囲を超えた部分」と記載ありますが、具体的な数値をお示しください。	入札公告時に、契約書案で公表します。	
40	実施方針	14					添付資料-2 リスク分担 No.13 物価変動リスク	「一定の範囲」の詳細についてご教示ください。	No.39の回答をご確認ください。	
41	実施方針	14					リスク分担/共通/No.13/物価変動リスク	物価変動における割合の基準については、入札説明書或いは設計工事請負契約書等で示されるという理解で宜しいでしょうか？	No.39の回答をご確認ください。	
42	実施方針	14					○共通 No.15 不可抗力リスク	「一定額以内の費用」と記載ありますが、具体的な数値をお示しください。	入札公告時に、契約書案で公表します。	
43	実施方針	14					添付資料-2 リスク分担 No.15 不可抗力リスク	「一定額以内」の詳細についてご教示ください。	No.42の回答をご確認ください。	
44	実施方針	14					リスク分担/共通/No.15/不可抗力リスク	「天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の費用」との記載がありますが、一定額について具体的に教示をお願いします。	No.42の回答をご確認ください。	
45	実施方針	15					添付資料-2 リスク分担 No.18 設計変更リスク	要求水準を満たす提案のうち、契約後の協議で市から提案内容の変更について要望された場合の工事費増額リスクは「市」の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
46	実施方針	15					添付資料-2 リスク分担	別途要求水準書（案）では、流用躯体について「クラック補修程度」と記載されていますが、クラック補修では対応しきれない損傷が認められた場合、その費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
47	実施方針	15					リスク分担/建設段階/No.19 用地リスク	「本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関すること」は事業者への負担となっておりますが、「除雪範囲（特に、城山浄水場までの道路および浄水場南側のダムへ通じる道路）」についてが不明確になっている状況でございます。実施方針への追記又は入札説明書へ範囲や期間等を明記頂くとともに、リスクについては、上越市役所内での調整が必要と推察致しますため、上越市様の負担で、何卒ご検討のほど、よろしくお願い致します。	除雪は、市道の除雪出動基準により実施されています。除雪箇所は管理棟に至る道路及び管理棟の前面・薬注タンク前のほか、脱水機棟までの道路です。	
48	実施方針	15					リスク分担/建設段階/No.19 用地リスク	「本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関すること」は事業者への負担となっておりますが、「通行止め可能期間（対象として浄水場南側のダムへ通じる道路）」についてが不明確になっている状況でございます。実施方針への追記又は入札説明書へ範囲や期間等を明記頂くとともに、リスクについては、上越市役所内での調整が必要と推察致しますため、上越市様の負担で、何卒ご検討のほど、よろしくお願い致します。	浄水場南側道路は、主に道路終点の発電所関係者が利用しています。通行止め等の交通規制に関しては、関係者と協議の上、日時を決定します。	

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内 容	回 答
			章	節	細節	項	目			
49	実施方針	15						添付資料-2 リスク分担 No. 24 試運転・性能試験リスク	処理方式が既設方式で限定される本案件において、既設処理方式で処理できない程度の原水水質が流入する場合、処理水質の責任は市が負うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	15						No. 25 要求性能リスク	基本設計に基づく施設更新を行った場合の要求水準不適合リスクは、貴市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に、契約書案で公表します。
51	実施方針	15						添付資料-2 リスク分担	別途要求水準書（案）では、発電機や脱水機などについて「更新対象外」と記載されていますが、事業期間中のこれら機器類の故障について、市でご対応いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の工事が原因の場合は、事業者対応となります。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答	
			章	節	細節	項	目				
1	要求水準書	1	1	3				浄水場概要	「計画1日最大“給水量” 51,000m ³ /日」の記載がありますが、浄水量（処理水量）はどの程度でしょうか。8月3日の公告時には、閲覧資料として既設の運転日報（水量および各水質）が提示されると考えてよろしいでしょうか。	運転日報を開示しますので、ご確認をお願いします。	
2	要求水準書	3	1	4	(2)			業務内容（測量調査業務）	表1.3中の測量調査の内容に設計施工に必要な部分の測量調査を行うとありますが、設計施工において不要であれば、測量調査は行わなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	要求水準書	3	1	4	(2)			業務内容（測量調査業務）	「設計施工に必要な部分の測量調査を行う。」と記載がありますが、第3章(3)事業者による調査範囲に記載がある通り、必要となる竣工図書は貴市より提供頂き、必要に応じて事業者の負担により実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	要求水準書	3	1	4	(2)			業務内容	脱水機増設にあたり、廃掃法の特定施設の変更届に必要となる環境影響調査は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	工事に伴う事前・事後調査業務に含まれます。	
5	要求水準書	3	1	4	(2)			業務内容	電波障害調査について、想定されている調査対象及び調査範囲をご教示下さい。	必要に応じて実施してください。	
6	要求水準書	3	1	4	(2)			業務内容（設計に伴う各種申請等の補助業務）	「各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る市の支援を行う。」と記載ありますが、貴市への支援との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	要求水準書	4	1	4	(2)			市が実施する事業内容	「事業者が行う各種申請の実施支援」と記載ありますが、事業者が行う設計に伴う各種申請等の補助業務の実施支援との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
8	要求水準書	4	1	4	(2)			市が実施する事業内容	「水道事業変更認可申請」の記載がありますが、処理方式の変更は行わない理解ですので、変更認可の内容についてご教示ください。	活性炭注入設備を常設設備とするための変更認可です。	
9	要求水準書	4	1	4	(2)			表1.4 市が実施する事業内容	「水道事業変更認可申請」の記載がありますが、処理方式の変更は行わない理解ですので、変更認可の内容についてご教示ください。	No. 8の回答をご確認ください。	
10	要求水準書	4	1	4	(3)	表	1.	5	対象施設及び対象業務	全停止期間（1.5か月以内）に「全ての」室内配管、場内配管、並びに躯体埋め込み部を更新することは困難です。そのため、1.5か月の全停止期間内に明らかに更新が不可能と思われる配管（主に躯体に埋め込まれている配管）については、配管更生等の「代替案」にて整備しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	配管は原則的に更新です。躯体埋込配管及び構造物直下に布設された配管など更新が困難な場合、ライニング等の更生も可能とします。なお、全停止期間（1.5か月）は2回（2年）としていますが、3回（3年(令和5年度から令和7年度)）も可能とします。
11	要求水準書	4	1	4	(3)	表	1.	5	対象施設及び対象業務	現地見学の結果、室内配管、場内配管の躯体埋め込み部の中には、配管更生等の代替案でさえ全停止期間（1.5か月以内）に整備困難な箇所が存在していることを確認致しました。当該箇所については、事業範囲外という理解で宜しいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
12	要求水準書	4	1	4	(3)	表	1.	5	対象施設及び対象業務	本事業では躯体再利用のため、室内配管、場内配管における既存のバルブピット等は再利用という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	4	1	4	(3)	表	1.	5	対象施設及び対象業務	2系列のみ更新のため、更新後に不要となる高速凝集沈澱池へ接続されている着水弁移送管の埋設部分は撤去範囲外という理解で宜しいでしょうか。	表1.7の撤去施設に含まれます。
14	要求水準書	4	1	4	(3)			対象施設及び対象業務	高速凝集沈澱池と急速ろ過池は3池中2池について更新対象としていますが、更新対象とならない池についてのクラック補修等は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	要求水準書	4	1	4	(3)			対象施設及び対象業務	薬品注入設備に含まれる貯蔵槽室の耐薬品塗装等は、事業範囲での更新対象から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。	
16	要求水準書	4	1	4	(3)			対象施設及び対象業務	表1.5、薬品注入設備で土木建築設備に※があり、提案によって土木が発生とありますが、土木建築が関連する工事が無い場合には、土木建築への発注は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	要求水準書	4	1	4	(3)			対象設備及び対象業務	表1.5において基本的に「土木はクラック補修等」とありますが、躯体貫通部の配管更新を実施する場合、相当の規模の解体、鉄筋工、改修を要します。躯体貫通部の配管は既存利用との理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。	
18	要求水準書	4	1	4	(3)			対象設備及び対象業務	表1.5において基本的に「土木はクラック補修等」とありますが、ゲート等の更新を実施する場合、相当の規模の躯体解体、鉄筋工、躯体改修を要します。躯体部の解体を伴う、ゲート等の機器更新は除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	更新対象とする系列の機械設備は、ゲートを含み全て更新対象です。必要に応じて躯体の斫り・改修を実施してください。	
19	要求水準書	4	1	4	(3)			表1.5 本事業の対象施設・高速凝集沈澱池	撤去対象池に付帯する「沈澱池流入弁」「沈澱池排泥弁」「流量計」「付帯配管」等は、更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目			
20	要求水準書	4	1	4	(3)		表1.5 本事業の対象施設 ・高速凝集沈澱池 ・急速ろ過池	高速凝集沈澱池および急速ろ過池について、更新対象とならない号池（撤去予定池）に対するクラック補修は事業範囲でしょうか。	No.14の回答をご確認ください。
21	要求水準書	4	1	4	(3)		表1.5 本事業の対象施設 ・薬品注入設備	貯蔵槽室の耐薬品塗装更新は注入設備一式更新に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	4	1	4	(3)		表1.5 本事業の対象施設 ・室内配管	「躯体埋込部含む」と記載がありますが、高速凝集沈澱池の底版スラブ中に埋め込まれている各排泥管も、全て更新対象でしょうか。	No.10の回答をご確認ください。
23	要求水準書	5	1	4	(3)		対象施設及び対象業務	表1.7 撤去施設において高速凝集沈澱池と急速ろ過池が撤去対象となっていますが、機械電気設備のみが対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	5	1	4	(3)		撤去施設	表1.7 「不要となる高速凝集沈澱池」「不要となる自然平衡型急速ろ過池」と記載がありますが、設備のみの撤去という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	5	1	4	(3)		撤去施設	表1.7 PAC貯蔵槽建屋内のPAC貯蔵タンクが撤去範囲に含まれていますが、仮に薬品が残存していた場合は、貴市にて処分いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	5	1	4	(3)		表1.7 撤去施設 ・No.3PAC貯蔵槽建屋	「PAC貯蔵タンク含む」と記載がありますが、撤去時点での薬品残存量の想定をご教示ください。	残存している薬品は、市が処分します。
27	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	「既設浄水場の運転に支障のない更新工事の実施」とありますが、第2章、8に記載のある浄水場全停止期間が約1.5か月と明確でないため、停止期間は事業者と市の協議の上、決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	浄水場の全停止期間は、更新工事期間（1.5か月）と停止系列の立上げ期間（0.5か月）を見込んだ2.0か月が限度になります。
28	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	停止期間については、貴市による水抜き作業後の引き渡し後から開始するとの認識でよろしいでしょうか。	停止期間には水抜き作業を含みます。なお、水抜き作業は2日間程度を予定しています。
29	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	停止期間終了後の通水再開作業については、貴市の責任において実施するとの認識でよろしいでしょうか。	停止期間終了後の原水供給等の通水作業は市の責任で実施しますが、設備更新後の初回通水運転（試運転）は事業者にて実施して下さい。なお、通水再開作業期間は0.5か月を想定しています。
30	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	「所定の量及び質を確保した安全・安心な水の安定的かつ継続的な供給」とありますが、工事期間に求められる量及び質についてご教示ください。	全停止期間を除き、浄水処理の2系列が運転継続できることを求めます。更新後系列の水質は要求水準を満たすこととします。
31	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	停止期間に伴う、貴市による水抜き作業時の排水池、排泥池、濃縮槽等の残渣、汚泥等については、廃掃法上の排出事業者である貴市の責任において処分いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、排水処理の停止期間を延長する場合には、それに必要な費用は事業者の負担となります。また、浄水処理の運転管理に影響を与えないことが条件となります。
32	要求水準書	5	1	5	(1)		事業者の役割	技術的なフォローアップとは、施設・設備を運転管理者に引継ぎ後に行う内容を提案という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	6	1	5	(3)		他事業との調整	現時点で調整が必要と想定される他事業がありましたら、ご教示ください。	現時点で把握している事業は、新潟県による高田・新高田発電所大規模改良工事です。
34	要求水準書	6	1	5	(3)		他事業との調整	「事業者は、市が実施する他事業（工事、設計、業務等）や、施設周辺で他機関が実施する事業と調整を行い、円滑に本事業を進めなければならない。」と記載ございますが、現在想定されている関連工事について、ご教示願います。	No.33の回答をご確認ください。
35	要求水準書	7	2	1			前提条件	「事業者には、下記「3 計画給水量」を常時確保できる浄水及び排水処理システムを構築することを求める」とありますが、本工事終了後に求められる内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	7	2	1			前提条件	本工事期間中に求められる給水量条件がありましたら、ご教示ください。	No.30の回答をご確認ください。
37	要求水準書	7	2	1			前提条件	工事期間中には池清掃等による系列停止は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	7	2	1			前提条件	「計画給水量を“常時確保”とありますが、高速凝集沈澱池や急速ろ過池は、清掃や修繕のため1池停止が想定されます。既存3池中1池を撤去し、残り2池で運用している場合に1池停止した場合、計画1日最大給水量を確保しようとすると、大きく処理性が悪化することが懸念されます。「常時確保」とは、2池中1池停止時は除く理解でよろしいでしょうか。または、1池清掃時は「計画1日最小給水量」を確保できればよい理解でしょうか。	計画給水量は、清掃や修繕時を除き、2系列で最大40,000m ³ /日を給水できる機能を有していることとします。清掃や修繕の際に確保しなければならない水量条件は設定しません。
39	要求水準書	7	2	2			浄水処理方式	「既設と同一の高速凝集沈澱＋自然平衡型急速ろ過方式とする。」とありますが、同一となりますと既設と全く同じ諸元の設備で更新すると考えられますが、民間事業者による自由な提案は認められないのでしょうか。	更新する設備は、要求水準を満足する範囲で事業者提案とします。
40	要求水準書	7	2	3			計画給水量	計画一日最大給水量40,000m ³ /日は、既設2系列分の給水量34,000m ³ /日(51,000m ³ /日×2/3)を大きく超過します。この条件で、既設同等の水処理性能を維持できると検討された基本設計の資料を開示いただけないでしょうか。	基本設計の開示予定はありません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目			
41	要求水準書	7	2	3			計画給水量	基本設計の内容と同様に整備することで、要求水準が確保可能であると判断されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 40の回答をご確認ください。
42	要求水準書	7	2	3			計画給水量	表2.1 計画給水量のそれぞれの水量条件について、想定される日数や時期についてご教示ください。	運転日報を開示しますので、ご確認をお願いします。
43	要求水準書	7	2	3			計画給水量	一日最少給水量7,200m ³ /日は、平均水量27,334m ³ /日と比較し大きな差があります。このような運用はどの程度発生しますか。また、運転方法を切り替えるなど特別なことをされていますか。	No. 42の回答をご確認ください。
44	要求水準書	7	2	3			計画給水量	本書で示された計画一日最大給水量は、既設運転条件よりも高負荷運転となることが想定されます。そのため、既設同等の性能保証可能な計画一日最大給水量は34,000m ³ /日とし、非常時給水量として40,000m ³ /日を設定し、本書要求事項の達成は給水量34,000m ³ /日までの条件とし、それを超える水量での運用は貴市側の責任範囲にあるとしていただけないでしょうか。	計画給水量及び責任範囲については要求水準書（案）のとおりとします。
45	要求水準書	7	2	3			計画給水量	「浄水ロスは事業者提案とする」とありますが、既設の運転状況が把握できていない既設メーカー以外の事業者では、洗浄頻度や逆洗強度の設定が困難であるため、既設の浄水ロスが把握できるような運転データの開示をお願いいたします。	No. 42の回答をご確認ください。
46	要求水準書	7	2	3			計画給水量	既設現状は、51,000m ³ /日/3池=17,000m ³ /日/池と理解します。したがって、計画1日最大および平均給水量は、更新後の高速凝集沈澱池および急速ろ過池全池稼働時に確保すべき水量との理解でよろしいでしょうか。	計画給水量についてはご理解のとおりです。既設現状は、認可申請書等を開示しますので、ご確認をお願いします。
47	要求水準書	7	2	3			計画給水量	計画一日最大給水量40,000m ³ /日と記載がありますが、既設2池分の給水量は34,000m ³ （17,000m ³ /日/池×2池）と理解します。今回、一日最大給水量40,000m ³ /日において性能が担保されると判断した資料の開示をお願いします。	No. 40、46の回答をご確認ください。
48	要求水準書	7	2	3			計画給水量	最大および平均、最小の各給水量が、年間どの程度の日数となるのか、ご教示願います。（例：最大30日、平均300日、最小35日）	No. 42の回答をご確認ください。
49	要求水準書	7	2	4			原水水質及び浄水水質	表2.2 中のアルミニウム、鉄、色度について令和元年度に急激に水質悪化しているようにみえますが、水源水質が急激に悪化するに至った原因がわかりましたら、ご教示ください。また、それぞれの溶解性での濃度レベルをご教示ください。	局所的な集中豪雨が発生し、原水に土砂が流入したためと推測します。また、溶解性での濃度レベルについてはデータを所有しておりません。
50	要求水準書	7	2	4			原水水質及び浄水水質	原水引き渡し基準の明示をお願いいたします。	原水引渡し基準について、要求水準書にて公表します。
51	要求水準書	7	2	4			原水水質及び浄水水質	原水引き渡し基準超過原水の場合には、施設の性能担保については貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	7	2	4			原水水質及び浄水水質	「表2.2 原水水質のまとめ」とありますが、今回の原水水質基準の明示をお願い致します。	No. 50の回答をご確認ください。
53	要求水準書	8	2	5			高濁度時の対応	「高濁度（700～1,000度想定）」とありますが、p7下から2行目に2,000度以上の濁度検出実績が示されています。本事業における原水引き渡しの上限濁度として1,000度と設定しているとの理解でよろしいでしょうか。	No. 50の回答をご確認ください。
54	要求水準書	8	2	5			高濁度時の対応	原水濁度1,000度を超えた場合は取水停止という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	8	2	5			高濁度時の対応	「他浄水場のバックアップが開始されるまでの1時間程度」とありますが、高濁度対応しなければならない時間及び濁度レベルをご教示下さい。	要求水準書（案）のとおりです。
56	要求水準書	8	2	5			高濁度時の対応	高濁度（700～1,000度想定）時の原水水質と浄水水質のデータを開示をお願いします。	運転日報を開示しますので、ご確認をお願いします。
57	要求水準書	8	2	5			高濁度時の対応	原水濁度として、「高濁度が700～1,000度想定」より、本事業の前提条件として最大原水濁度は「1,000度」という理解でよろしいでしょうか？	No. 50の回答をご確認ください。
58	要求水準書	8	2	6			浄水処理の目標水質	本事業計画では、既設浄水場に比べ高負荷運転となることから、水処理性能は悪化する方向と理解しています。既設と同等の運転条件（計画一日最大給水量34,000m ³ /日）を超過した条件での運用は、貴市の責任において実施することをお願いします。	No. 44の回答をご確認ください。
59	要求水準書	8	2	6			浄水処理の目標水質	浄水に求める要求処理水質は、「水質基準」であり、「水質管理目標設定項目」は努力目標という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ろ過水濁度は浄水要求値である0.1度以下が要求処理水質となります。
60	要求水準書	8	2	6			浄水処理の目標水質	原水水質悪化時に給水量を低減させるなどの操作は本事業範囲外であり、それらの操作状況によって処理水質は大きくこととなると予想されます。したがって、浄水水質については、本事業の範囲外である運転管理業務で担保すべきと考えます。	整備後施設の運転管理において、要求水準の処理水質をより安定的に確保するための方法（マニュアル、フォローアップ等）があればご提案下さい。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目			
61	要求水準書	8	2	6			浄水処理の目標水質	表2.4中の「管理目標値」「浄水要求値」について解説願います。	No. 59の回答をご確認ください。
62	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	工事期間中、2系列運転となる期間について、求められる1日最大給水量についてご教示ください。	No. 30の回答をご確認ください。
63	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	全体停止期間は約1.5ヶ月を2回予定していますが、貴市の基本設計において全停止期間に実施する予定としている工事と概略工程をご教示ください。	全停止期間では、1系列施設や浄水処理系統の共通部における改修及び設備更新を土日出勤・2班体制（昼夜連続施工）で行うことを想定しています。
64	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	一般的に試運転調整の計画としては1ヶ月程度を要する計画を策定します。本事業における全体停止期間では試運転調整が十分に行えないことが想定されます。そのため、停止期間終了後の実装置稼働に合わせて試運転調整を実施することを許容いただけないでしょうか。	No. 29の回答をご確認ください。
65	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	「現在3系列ある・・・求める」の意味は、撤去工事は2池更新が終了した後に、と同義である理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	「2系列は運転を継続できることを求める」とありますが、1池清掃時はその限りではない理解でよろしいでしょうか。	2系列運転時は清掃を実施しません。
67	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	全体停止期間は1.5ヶ月ですが、市が考える全停止期間中の施工内容について、ご教示願います。また、それら施工内容は、1.5ヶ月の期間内に試運転等も含めて終了する理解でよろしいでしょうか。	No. 29、63の回答をご確認ください。
68	要求水準書	8	2	8			工事期間中の浄水場の運転	「浄水場の全体停止期間は、10月から11月中旬までの約1.5か月（工事期間中、最大2回（2年））を予定している。」と記載がございますが、この期間には、試運転転起上げ期間等は含まないという理解で宜しいでしょうか。	No. 29の回答をご確認ください。
69	要求水準書	10	2	9	(4)		要綱・各種基準等	適用する技術基準、指針等に水道施設設計指針が挙げられています。本事業計画において指針に示された設計標準値を逸脱している場合の設計リスクは貴市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に基づき事業提案を行い、その事業提案に基づいて基本・詳細設計を実施して下さい。
70	要求水準書	12	3	1	(1)		測量調査	本事業においては、建築確認申請が必要となる事業でしょうか。建築確認申請が必要となる場合には、既申請による用地測量及び求積図については、貴市より提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	建築確認申請が必要な整備は予定していませんが、事業者提案で必要となる場合には、必要な調査を含めてご提案ください
71	要求水準書	12	3	1	(2)		埋設物調査	貸与資料や事業者が実施した埋設物調査の結果では予測不可能な埋設物のリスクについては、貴市の責任において対策を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	12	3	1	(3)		事業者による調査範囲	「本施設の更新で必要となる竣工図書は開示するが」と記載ありますが、必要に応じて竣工図書以外の必要な資料も開示頂けるという理解でよろしいでしょうか。	可能な範囲で開示予定です。
73	要求水準書	12	3	2			雨水・汚水排水路の確認	脱水機の増設が廃掃法の特定施設の能力変更の届出上、必要になるものと思われませんが、既届出書類に同様の資料が添付されていることから、既届出書類の開示をお願いしたい。	開示予定です。
74	要求水準書	13	4	1			設計業務	撤去対象物及び工事対象施設にて、事前にアスベスト調査を実施しているのであれば、資料の開示をお願いいたします。また、アスベストが見つかった場合の調査業務や撤去工事については、貴市の責任において実施するとの理解でよろしいでしょうか。	既存調査資料はありません。既設竣工図等でアスベストセメントと記載された集水板を確認していますが、実際に残存しているかは不明です。必要な調査は事業者にて実施し、アスベストが確認された場合は協議とします。
75	要求水準書	13	4	1			設計業務	既設躯体よりアスベストが見つかった場合の工期遅延については、貴市の帰責事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	13	4	1			共通事項	浄水場全停止期間については、事業契約後の設計段階において、事業者と貴市の協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 27の回答をご確認ください。
77	要求水準書	13	4	1			共通事項	停止期間とは貴市の責任において実施する水抜き後の引き渡し後との理解でよろしいでしょうか。	No. 28の回答をご確認ください。
78	要求水準書	13	4	1			共通事項	「浄水場の停止期間は、10月から11月中旬までの約1.5ヶ月」とありますが、排水処理設備の工事に必要な期間は約3ヶ月間と判断します。その間に発生する排水処理及び汚泥処分にかかる費用については、貴市の所掌範囲とさせていただけないでしょうか。	No. 31の回答をご確認ください。
79	要求水準書	13	4	1			共通事項	浄水場全停止期間が約1.5ヶ月とありますが、設計協議の内容により、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	No. 27の回答をご確認ください。
80	要求水準書	13	4	1			共通事項	停止期間は、貴市で実施する水抜き作業・汚泥引き抜き作業完了後からの期間との理解でよろしいでしょうか。	No. 28の回答をご確認ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目			
81	要求水準書	13	4	1				共通事項	工事期間での計画最小給水量は表2.1通りという理解で宜しいでしょうか。	工事期間中は2系列の運転を継続します。計画最小給水量は渇水期等での運転を提示したものです。
82	要求水準書	13	4	2	(1)	ア		着水井	水位計の用途をご教示ください。	着水井の構造上、水位変動が生じる可能性があるため水位を監視します。
83	要求水準書	13	4	2	(1)	アロ		着水井 高速凝集沈殿池 自然平衡型急速ろ過池	「躯体改修については、池内清掃及びクラック補修等」と記載されていますが、池内に鉄筋露出部などが確認された場合、設計変更事項として別途協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	13	4	2	(1)	アロ		着水井 高速凝集沈殿池 自然平衡型急速ろ過池	機械設備更新の対象である各構造物の、設置可能となる最大荷重（耐荷重条件）についてご教示ください。着水井については、上部スラブにおける荷重条件をお願いいたします。	開示する資料をもとに荷重条件の検証を行ってください。
85	要求水準書	13	4	2	(1)	イ	c	高速凝集沈殿池	既存施設の仕様（攪拌機回転数・寸法、掻寄機掻寄速度等）は、p7に示される原水水質に対して、十分な能力を有している理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転日報を開示しますので、ご確認をお願いします。
86	要求水準書	13	4	2	(1)	イ	c	高速凝集沈殿池	無筋コンクリートによる水槽内形状変更は要求水準違反に該当しますでしょうか。問題がない場合、池内設備の最大荷重並びに重量増加の許容量をご提示願います。（例：許容増加重量〇〇〇kg/池 等）	No. 84の回答をご確認ください。
87	要求水準書	13	4	2	(1)	イロ		高速凝集沈殿池 自然平衡型急速ろ過池	「不要となった機器の撤去を行うこと」とありますが撤去後、手摺が一部切り欠いた状態になります。手摺は必要な箇所に部分的に設置、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	13	4	2	(1)	ウ	c	急速ろ過池	既存施設の仕様（ろ層構成、洗浄条件等）は、p7に示される原水水質に対して、十分な能力を有している理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	13	4	2	(1)	ウ	c	急速ろ過池	躯体側の条件として、池内設備の最大荷重をご教示ください。	No. 84の回答をご確認ください。
90	要求水準書	13	4	2	(1)	ウ		自然平衡型急速ろ過池	「更新対象は、2池とすること。更新対象の池は事業者提案とする。」とありますが、急速ろ過池の池数は1系列あたり8池となっています。本文は「更新対象は、2系列とすること。更新対象の系列は事業者提案とする。」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	13	4	2	(1)	ウ		急速ろ過池	処理水質やろ過継続時間に大きく影響を与えるろ過速度については、既存躯体流用が本事業の条件であるため、事業者側では提案できないものと考えています。そのため、最大給水量40,000m ³ /日への対応は、原水水質が良好な場合に限る理解としてよろしいでしょうか。	No. 44の回答をご確認ください。
92	要求水準書	13	4	2				設計・建設範囲	各処理設備の項目毎に「機械・電気設備については、全て更新すること」と記載されていますが、建築付帯設備の機械・電気設備は、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	13	4	2				各施設の要求水準	各池内の清掃は、 ・内部堆積物の除去 ・水洗い程度 という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	13	4	2				各施設の要求水準	各池内清掃後に発生する内部堆積物の廃棄先の扱いについては、請負者側の裁量に委ねるとの認識で宜しいでしょうか。仮に指定条件等があれば、ご教示お願いします。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	13	4	2				各施設の要求水準	各池内清掃後に発生する内部堆積物を場内で処分することの可否についてご教示をお願いします。	場内処分は不可となります。
96	要求水準書	14	4	2	(2)	ア	a	PAC注入設備	「注入量は下表に示す範囲」とありますが、表4.1の水量は「処理水量」と記載されています。p7では「給水量」とありますので、40,000m ³ /日を給水量とする場合には、PAC注入量は表4.1に示される範囲とは異なりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
97	要求水準書	14	4	2	(2)	ア	c	PAC注入設備	貯蔵量は全槽（2槽以上）で貯留する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	14	4	2	(2)	イ	a	苛性ソーダ注入設備	「注入量は下表に示す範囲」とありますが、表4.2の水量は「処理水量」と記載されています。p7では「給水量」とありますので、40,000m ³ /日を給水量とする場合には、苛性ソーダ注入量は表4.2に示される範囲とは異なりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
99	要求水準書	14	4	2	(2)	イ	c	苛性ソーダ注入設備	貯蔵量は全槽（2槽以上）で貯留する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	14	4	2	(2)	イ	c	苛性ソーダ注入設備	一般的に薬品貯蔵量は「計画浄水量（最大水量）における平均注入率」に対する日数で既定されると理解しています。対象となる注入量は、27.6（mL/min）≒0.04m ³ /日であり、貯蔵日数は6.57m ³ ÷0.04m ³ ≒164日と、設計指針で既定される日数（10日分または30日分）を大きく超過します。貯蔵量の考え方について、ご教示ください。	最大処理水量、最大注入率の10日分以上の容量で考えています。ただし、最大注入率は平成29年度から令和元年度における最大注入率の平均値（5.13mg/L）を採用しています。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目			
101	要求水準書	15	4	2	(2)	ウ	a	次亜注入設備	「注入量は下表に示す範囲」とありますが、表4.3～5の水量は「処理水量」と記載されています。p7では「給水量」とありますので、40,000m ³ /日を給水量とする場合には、次亜注入量は表4.3～5に示される範囲とは異なりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
102	要求水準書	15	4	2	(2)	ウ	c	次亜注入設備	貯蔵量は全槽（2槽以上）で貯留する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	15	4	2	(2)	ウ	c	次亜注入設備	一般的に薬品貯蔵量は「計画浄水量（最大水量）における平均注入率」に対する日数で既定されると理解しています。対象となる注入量は、39.2+75.5×2点+58.9（mL/min）≒0.36m ³ /日であり、貯蔵日数は10.17m ³ ÷0.36m ³ ≒28日と、設計指針で既定される10日を大きく超過します。貯蔵量の考え方について、ご教示ください。	最大処理水量、最大注入率の10日以上の容量で考えています。ただし、最大注入率は平成29年度から令和元年度における最大注入率（前・中・後塩の合計値）の平均値（5.27mg/L）を採用しています。
104	要求水準書	15	4	2	(2)	ウ		次亜注入設備	次亜の温度管理方法は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、次亜搬入時の温度管理はなされていますか。その場合、何℃かご教示願います。	次亜搬入時の温度管理は実施していません。温度管理については事業者提案とします。
105	要求水準書	16	4	2	(2)	アロ		薬品注入設備	薬注貯蔵槽等の設置のため、床スラブの荷重条件（耐荷重）についてご教示ください。	No. 84の回答をご確認ください。
106	要求水準書	16	4	2	(2)	アロ		薬品注入設備	注入量の表中では処理水量となっていますが、表2.1の給水量と同じ数値となっています。この表では注入率を参考に事業者提案による浄水量で注入量を再計算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	16	4	2	(2)	アロ		薬品注入設備	貯蔵槽の容量が示されていますが、要求水準で規定する薬品貯蔵日数をご教示ください。指定された貯蔵日数を確保できる貯蔵槽容量とすることを許容いただけないでしょうか。	基本設計におけるNo. 100、103の回答をご確認ください。
108	要求水準書	16	4	2	(2)	エ	b	活性炭注入設備	活性炭（ウェット炭およびドライ炭両方）を保存しているフレコンバック等の保管先に関する条件、指示事項はございますでしょうか。	事業者提案とします。
109	要求水準書	16	4	2	(2)	エ	b	活性炭注入設備	一般的に、ウェット炭よりもドライ炭の方が安価であるため、ランニングコスト低減の観点から、注入設備等に維持管理上の配慮をした場合は、ドライ炭を使用しても宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
110	要求水準書	16	4	2	(2)	エ		活性炭注入設備	粉末活性炭の注入率について、他の薬品と同様に設定値をご教示ください。	粉末活性炭は現在仮設備のため、正確な注入率を記録していません。ただし、活性炭注入基準及び活性炭の月別使用量を開示しますので、これにより注入率を想定してください。
111	要求水準書	16	4	2	(3)	ロ		脱水機設備	既設脱水機のろ布面積及びろ過速度をご教示ください。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
112	要求水準書	16	4	2	(3)	ア	c	排水池、排泥地、濃縮槽	機械電気設備、駆体クラック補修を施設停止期間中に更新すると記載されていますが、設計段階で期間内で更新ができないと判断した場合は、停止期間について事業者と市の協議の上、決定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その間の排水汚泥処理については貴市が対応していただくものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご確認ください。
113	要求水準書	16	4	2	(3)	ア		排水池・排泥池・濃縮槽	排水池、排泥池、濃縮槽（いずれも1系列しかない設備）については、全停止期間中で最大限の劣化補修対応が求められるため、槽内に機器がある状態での劣化補修等の施工方法/手順等の提案が必要という理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
114	要求水準書	16	4	2	(3)	アロ		排水処理設備	排水処理設備の設計にあたり、基本設計での発生固形物量についてご教示ください。また、性能に関しては要求水準がないとの理解でよろしいでしょうか。	提示する排水処理日報等より事業者で設定してください。性能に関する要求水準はないという理解でよいです。
115	要求水準書	16	4	2	(3)	イ	c	既存脱水機本体の更新対象範囲外	既存脱水機本体は、更新対象の範囲外ですが、補修を含む保守点検および改造の事業における取り扱いについてご教示をお願いします。	既存脱水機本体は要求水準書（案）のとおり継続利用を行いますが、保守点検及び改造については未定です。
116	要求水準書	16	4	2	(3)	イ	d	脱水機設備	「今回増設する脱水機の補器類を増設」とありますが、例えば空気源設備など、共通補器については増設の対象とはならない理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）では、既設脱水機補機の更新と新設脱水機補機の増設の2点を求めています。例に挙げていただいている空気源設備のように、共通補機とすることが可能なものについては、増設の対象とならない考えとなります。
117	要求水準書	16	4	2	(3)	イ		脱水機設備	増設する脱水機の形式については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	16	4	2	(3)	イ		脱水機設備	既設脱水機の補器類の更新が含まれていますが、性能保証の観点で既設メーカーへの見積等が必要となるため、既設メーカー以外には設計及び積算が困難な内容となります。自家発電設備と同様の条件で本事業から除外していただくことを希望します。	増設する脱水機の形式を限定しないことから、新旧脱水機について共通補機とすることが可能なものが想定できません。新旧脱水機運転に適切な補機構成にしたいという意図から、旧脱水機補機を本事業に含めています。
119	要求水準書	16	4	2	(3)	イ		脱水機設備	補器類について、新旧いずれも運転可能なものとされると、既設メーカー以外の脱水機が導入できない状況が想定されます。また、脱水機の形式についても制限される可能性があるため、新設する脱水機については事業者提案可能な内容としていただくことを希望します。	補器類は新旧いずれの運転も可能なものとしていますが、新旧別途の補機とするか、共通とするかは指定していません。これより、脱水機形式が当該記載で制限されるとは考えていません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目			
120	要求水準書	16	4	2	(4)	a	送水ポンプ設備	送水ポンプ設備について、既設ポンプ能力及び運転実績、送水量について情報の開示をお願いします。	運転管理委託業務仕様書及び運転日報を開示しますので、ご確認をお願いします。
121	要求水準書	16	4	2	(5)	a	浄水池	浄水池開口部や導流壁、ピットの有無などが確認できる図面の開示をお願いいたします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
122	要求水準書	16	4	2	(5)	b	浄水池	機械設備更新範囲に送水ポンプ吸い込み配管の躯体埋め込み管は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。
123	要求水準書	16	4	2	(5)	c	浄水池	「開口部等から、異物が入ることを防ぐような構造とすること」とありますが、これは既設の構造を変更するという意味か、工事期間中の仮設について配慮することかご教示ください。	更新整備後の施設に求める要求水準ですが、更新工事期間中の運転施設にも配慮を求めます。
124	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	ループ制御	ループ制御に関しては、汎用のワンループコントローラの代わりに、LCDでの設定・表示、制御装置内での制御構築でも良いという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）の通り、ワンループコントローラとします。
125	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	計装設備	ループ制御に関しては、維持管理・操作性の観点からPLCまたはコントローラにて行うこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）の通り、ワンループコントローラとします。
126	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	沈殿池上澄水濁度	「既設濁度計を再利用すること」となっておりますが、本装置の完成図書等資料のご提示をお願いします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
127	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	計装設備	沈殿池流入量の測定箇所は躯体下部の埋設管であり、更新は困難と考えます。そのため、既設と同様の超音波流量計の更新になると思われますが、1次側の弁との離隔が十分でなく測定精度が確保できないと思われま。本事業では沈殿池流入量測定には、精度は要求されないとの理解でよろしいでしょうか。	電磁流量計での更新を想定しています。測定精度については、極力確保できる提案を求めます。
128	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	計装設備	ろ過水流量については、既設では流出渠に設置された堰式流量計で計測していると思われまますが、本事業でのろ過水流量計更新は堰式流量計を更新するとの理解でよろしいでしょうか。	更新後のろ過水流量計の種類については事業者提案とします。
129	要求水準書	17	4	2	(6)	ウ	計装設備	「原則電磁流量計」とありますが、添付資料2：機械更新対象範囲図（M-1、M-6）では、ベンチュリ式、超音波式の流量計が既存設備として記載されています。これら型式の異なる流量計は、今回更新で電磁流量計に更新される理解でしょうか。また、流量計の設置場所によっては、流量計の1次側に既定の直管長が確保できない構造ですが、測定精度は問われない理解でよろしいでしょうか。	ベンチュリ式流量計は電磁流量計に更新となります。測定精度については、極力確保できる提案を求めます。
130	要求水準書	17	4	2	(6)	エ	水質計器室	手動測定器具やその他の器具については記載が無いため、事業範囲外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書	17	4	2	(6)	エ	水質計器室	水質計器室の什器備品についても同様に事業範囲外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	18	4	2	(6)	エ	流量計室排水量（1～3）、流量計室残塩	監視項目「流量計室排水量（1～3）」、「流量計室残塩」に関する信号の取り合い先に関する完成図書をご提示いただけますようお願いいたします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
133	要求水準書	18	4	2	(6)	エ	正面出入り口自動ドア	「正面出入り口自動ドア」に関する信号の取り合い先に関する完成図書をご提示いただけますようお願いいたします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
134	要求水準書	18	4	2	(6)	エ	監視設備	「後谷電動放流弁」とはどの弁でしょうか。添付資料2：機械更新対象範囲図（M-2）のどこに示される弁か、ご教示ください。	「後谷電動放流弁」は場外設備であり、更新の対象外です。
135	要求水準書	18	4	2	(6)	エ	監視設備	「後谷電動放流弁」の取付位置が記載されている図面を開示いただきたい。	No. 134の回答をご確認ください。
136	要求水準書	18	4	2	(7)	エ	劣化補修	防食塗装の仕様は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	18	4	2	(7)	エ	劣化改修	「高圧洗浄（約1.2MPa）にて既設の塗装を除去した後、コンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施す」は、既設水槽内壁に防食塗装が施されている範囲に関する記載で、建屋外壁等については、事業開始後の事前調査業務の結果による積算内訳書等で、提案協議させて頂くという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書	18	4	2	(7)	エ	劣化改修	「補修範囲と補修工法を「第5章2土木建築構造物の劣化状況と補修」に示す通り仮定するが、提出された積算内訳書と比較して10%以上の費用が増減する場合は、設計変更対象として費用清算を行う。」と記載がございますが、仮に10%以上の費用が増加する場合、補修に関する数量が増えることになると想定します。数量が増加した場合、必要となる作業日数についても増加することから、「事業期間」についても設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。	補修範囲及び事業期間は、協議事項とします。なお、全停止期間についてはNo. 27の回答をご確認ください。
139	要求水準書	19	4	2	(10)	エ	施設見学対応	30人程度が説明を受けられるスペースを確保とありますが、本事業では管理棟を新設する計画ではないため、30人以上が入れるスペースについては、利用不可スペースとして貴市よりご提示いただけないでしょうか。	事業者提案とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目			
140	要求水準書	19	4	2	(10)		a 資材	現地見学時、薬注室や脱水機室等に多くの資機材が残置されている事を確認致しましたが、当該資機材は今回事業の遂行には支障がない範囲で請負者側で撤去若しくは一時保管して問題無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
141	要求水準書	19	4	2	(10)		a 施設見学対応	施設見学時にスペースを確保すべき場所については、事業者提案に依るとの理解で宜しいでしょうか。	No. 139の回答をご確認ください。	
142	要求水準書	19	4	2	(10)		b 施設見学対応	説明看板とは、更新後の浄水処理の説明用（施設見学用）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
143	要求水準書	19	4	2	(8)		b 室内配管	埋込配管は原則として更新が困難と考えております。管更生工法についても施工不可能との判断に至った場合の対応についてご教示ください。	No. 10の回答をご確認ください。	
144	要求水準書	19	4	2	(8)		b 室内配管	埋込配管等で更新が困難な箇所等については、事業開始後の事前調査業務の結果を基に、対応方法等の協議が可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。	
145	要求水準書	19	4	2	(8)		b 室内配管	更新・管更生が困難と考えられる場合は、残置・流用も含めて、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。	
146	要求水準書	19	4	2	(9)		a 場内配管	「耐震管を使用すること」とありますが、ダクタイルや高密度PE管などの材質指定はないという理解でよろしいでしょうか。	水道本支管工事施工基準（上越市）に記載の管材より選定を行ってください。なお、水道本支管工事施工基準（上越市）を開示しますので、ご確認をお願いします。	
147	要求水準書	19	4	2	(9)		b 場内配管	躯体との取り合い部に可とう管の設置と記載されていますが、継輪の組み合わせによって地盤変位量を吸収できるとの判断が可能な場合は、継輪による可とう性の確保を許容していただくことを希望します。	事業者提案とします。	
148	要求水準書	19	4	2	(9)		b 場内配管	躯体との取り合い部など適切な位置に可とう管を設置するとありますが、躯体埋込部の配管の更新はどのようにお考えでしょうか。埋込配管は原則として更新が困難と考えております。	No. 10の回答をご確認ください。	
149	要求水準書	19	4	2	(9)		b 場内配管	例として高速凝集沈澱池の池ごとの流入部など、敷地の条件から可とう管が設置できない場所があります。この場合、可とう管の設置位置は、添付資料1：土木建築改修範囲図（C-1）に示される位置で考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。	
150	要求水準書	19	4	2	(9)		場内配管	場内のU字溝については、場内配管更新にあたって支障がある箇所のみ更新という理解で宜しいでしょうか。	工事に支障となり撤去する場合は、現況機能を復旧してください。	
151	要求水準書	19	4	3			設計に伴う各種申請等の業務	「各種申請等の業務」と記載がありますが、別項（表1.3業務内容 設計に伴う各種申請等の補助業務）に記載がある通り貴市への支援業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
152	要求水準書	20	4	6	(2)		詳細設計	本文中に「承認図書をまとめたもの」と記載がありますが、設計段階では設計図面を作成するものとし、承認図面は建設時に作成・提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
153	要求水準書	21	5	1			f 工事全般	「f 使用材料は、新品に限る（整備工事で使用する重機は対象外とする。）」と記載ありますが、仮設材についても対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
154	要求水準書	21	5	1			g 工事全般	「特殊な材料・工法等を採用する場合は、事前に市の承認を受けること。」とありますが、具体的に「特殊」に当たるものはどのようなものでしょうか。	通常の更新事業で使用しない材料や工法であり、具体的な想定はありません。	
155	要求水準書	21	5	1			h 工事全般	浄水場外における搬入ルートの指定や通行制限についてご教示願います。	現時点では把握していません。	
156	要求水準書	21	5	1			工事全般	工事車両の通行について、車種や往来時間に制限があれば条件のご提示をお願いいたします。	現時点では把握していません。	
157	要求水準書	22	5	2			表5.2 土木・建築構造物の躯体改修リスト	クラック補修工等の単位がm ² で表記されていますが、劣化調査後の積算内訳書の単価との整合はどのようにお考えでしょうか。m ² あたりのクラック延長(m)とクラック幅をご教示ください。	補修工の単位をmに変更します。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。	
158	要求水準書	23	5	4			出来形検査及び完成検査	出来形検査に伴う部分払等に関しては、入札説明書或いは設計工事請負契約書等で示されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
159	要求水準書	23	5	6			a 工事期間中の対応	上越市が所有する城山浄水場近隣用地は、現場事務所、資材置場としての借用は可能という理解で宜しいでしょうか。その他、制限等あればご教示願います。	上越高田IC付近の局用地は有償で貸与可能です。制限はありませんが善良な管理者の注意をもって維持管理していただきます。	
160	要求水準書	24	5	7			工事に伴う事前・事後調査業務	「地元への周知及び資料作成」とありますが、貴市が行う地元説明や関係自治体への説明の際の資料作成を事業者が行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。地元への周知や市が行う地元説明会への参加についても事業者の業務です。	
161	要求水準書	24	5	7			工事に伴う事前・事後調査業務	「事業者は、本浄水場の更新工事を行う上で必要となる以下の事前・事後調査業務を行わなければならない。」と記載ありますが、具体的にどのような業務かお示しください。	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査などです。	

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目			
162	要求水準書	24	5				c	工事期間中の対応	建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者が対応するとありますが、停止するまでに供用していた各水槽内の水、汚泥等の処分はどの程度の範囲まで貴市にて実施していただけるかを教示ください。	No. 31の回答をご確認ください。
163	要求水準書							要求水準書（案）添付資料3 電気設備更新範囲図	建築電気設備に関しては既設流用と考えますが、取合点を教示願います。	建築電気設備の一次側配線までを本事業範囲とします。
164	要求水準書	全般							建築図や土木図の竣工図も開示をお願いします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
165	要求水準書	全般							本事業は既設躯体流用による設備更新と理解しております。そのため、既存設備と同型同規模の設備で導入する必要があると想定しております。本事業で更新対象としている各機器の製作図の開示をお願いいたします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
166	要求水準書	添付1						C-2	図面には既存のルーフトレインが8か所見受けられますが、こちららも改修範囲に含まれますでしょうか。	管理棟のルーフトレインは更新対象となります。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
167	要求水準書	添付1						C-3	南側立面図の右側にて窓の上方に4か所赤い四角で囲まれた箇所が見受けられますが、こちららも改修範囲に含まれますでしょうか。	更新対象外となります。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
168	要求水準書	添付1						C-6	高速凝集沈澱池と急速ろ過池の内壁以外に外壁も赤線で示されておりますが、本事業での補修範囲は水槽内面のみとの理解でよろしいでしょうか。	内壁及び外壁ともに必要な補修を実施してください。詳細は入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
169	要求水準書	添付1						C-6	高速沈澱池、急速ろ過池ともに3系列全てが補修範囲として示されています。実際に補修する系列数は設備更新工事を実施する2系列のみが対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書	添付1						C-10	更新範囲を赤字で示されていますが、躯体取り合い部の処理方法、既設管の位置、更新管数量等のわかる資料（竣工図書等）があれば資料の開示をお願いします。	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。
171	要求水準書	添付2						更新対象（配管）	赤線で示された配管のうち、実線表記と破線表記がございますが、表記の違いによる取り扱いは異なりましたら、ご教示ください。また、図面によって同一配管であっても表記が異なっているものがございます。どの図面を正としてみればよろしいでしょうか。	入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
172	要求水準書	添付2						M-1、M-2	着水井と高速凝集沈澱池の間にあるベンチュリ管ですが、M-1図面では更新対象ですが、M-2図面では更新対象外となっています。正しい情報をご教示ください。	更新対象となります。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
173	要求水準書	添付2						M-12、M13	既設ろ過水管下部に排泥管が布設されていますが、調査後に躯体構造上、施設停止期間内に更新できない場合は、貴市との協議の上、既設排泥管は残置流用としてよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
174	要求水準書	添付3						E-1	前提条件にある「既存の浄水場の浄水処理を継続しながらの浄水設備の更新」を考慮すると電気設備に関しては既設と同一場所に設置することは困難と考えます。管理棟2階、並びに脱水機棟3階に電気設備の設置を検討した資料（建屋耐荷重の検討等）の開示をお願いします。	No. 84の回答をご確認ください。
175	要求水準書							本書の位置付け	「事業者を選定する審査条件として本書を用いる」とありますが、8月3日の公告資料には、落札者決定基準が公表される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書							添付資料1 土木建築改修範囲図 C-6	平面図では高速凝集沈澱池や急速ろ過池などの水槽「内側」が改修範囲として示されており、断面図では、水槽「外側（屋外面）」も改修範囲として示されています。要求水準書p22に示されるように、高速凝集沈澱池と急速ろ過池については、内壁のみが改修対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 168の回答をご確認ください。
177	要求水準書							添付資料2 機械更新対象範囲図 M-1、M-2	着水井2次側のベンチュリ管ですが、M-1では赤く、M-2では黒く記載されています。ベンチュリ管は更新対象でしょうか。	No. 172の回答をご確認ください。
178	要求水準書							添付資料2 機械更新対象範囲図 M-2	赤線と黒線の理解は、赤線：更新対象、黒線：更新対象外、と理解すればよろしいでしょうか。その場合、例えば高速凝集沈澱池の排泥管は黒線で表示されていますが、要求水準書では「室内配管も更新対象」と記載されており、齟齬が生じています。更新範囲を正しく理解するためにも、M-2図面にて正確にご指定願います。	No. 171の回答をご確認ください。
179	要求水準書							添付資料2 機械更新対象範囲図 M-2、M-7	高速凝集沈澱池の流入バツフルは更新対象の理解でよろしいでしょうか。M-2のフローシートとM-7の断面図で内容が一致していません。	更新対象となります。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。
180	要求水準書							添付資料2 機械更新対象範囲図 M-2	原水サンプリングポンプの一次側配管が黒く記載されておりますが、更新対象外の理解でよろしいでしょうか。	更新対象となります。入札公告時の公表資料にて再度確認してください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内 容	回 答
			章	節	細節	項	目			
181	要求水準書						添付資料2 機械更新対象範囲図 M-6	本案件は既存躯体流用のため、基本的には既存設備をそのままプレースすることになります。機器の製作者以外が公平に入札に参加できるよう、8月3日の公告時に、下記機器の製作図面を公開願います。 ・高速凝集沈澱池設備 ・急速ろ過池設備 ・排泥池汚泥掻寄機 ・濃縮槽汚泥掻寄機	既設竣工図等を開示しますので、ご確認をお願いします。	
182	要求水準書						添付資料2 機械更新対象範囲図 M-7、M-9	高速凝集沈澱池の底盤スラブ下に配管されている原水流入管および、急速ろ過池底盤スラブ下の排水管は、更新対象となる理解でしょうか。既存躯体の沈下など、かなりのリスクが懸念されますが、それらのリスク分担は事業者側でしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。更新方法等については事業による提案のためリスク分担は事業者側となります。	
183	要求水準書						要求水準書（案） 添付資料3 E-1 管理棟 管理室・電気室 更新範囲図	符号①、⑥については更新範囲外となっておりますが、残置、または移設のどちらでの継続使用と考えたら良いという理解で宜しいでしょうか。	符号①、⑥は現在の部屋で継続使用します。部屋内の移動については事業者提案とします。	
184	要求水準書						要求水準書（案） 添付資料3 E-2 システム構成図 更新範囲図	配水池制御盤は更新範囲外となっておりますが、配置についてご教示願います。	配水池制御盤は場外の流量計室の上部に設置となります。	